

製品環境法規制対応説明

- 東京エレクトロングループの考え方
部品や材料に含まれる化学物質やCO₂等の排出による環境や生態系への影響懸念から、世界各国で環境関連法規制の制定が加速してきている。当社グループでは、次のことを環境法規制対応の基本とする。
 - 当社のお客様が活動される国・地域の環境法規制に迅速かつ的確に適合した製品をお届けする為取引先さまから必要な情報を収集する。
 - 自主的な取り組みとして、独自の基準を設定し、製品環境法規制対応に取り組む。

- 各国・各地域の法規制への適合
 - EU REACH 規則^{※1}、中国 RoHS 規制^{※2}、GHS 規制^{※3}、電池規制^{※4}、エネルギー高効率化規制^{※5}、F-Gas 規制^{※6}はますます深化していくことが発表されており、また世界各国への拡がりを見せ、これらの規制の採用国/地域も増えてきている。今後、各国から新たな要求事項が出てくることが予想されているため、現地法人との連携をさらに強化し、法規制情報を先取りして、漏れなく適合する。

- 製品環境法規制への自主的な取り組み
有害化学物質規制対策として幅広く知られているものに、2006年7月発効のEU RoHS 指令^{※7}がある。当社グループで開発製造している、半導体・フラットパネルディスプレイ・太陽光パネル製造装置などはその規制対象となっていないが、当社グループでは自主的にEU RoHS 指令で規制される10物質（鉛、水銀、カドミウム、6価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP）の削減を進めている。今後も取引先さまにもご協力いただき、EU RoHS 指令対応を継続していく。

注釈：

※1EU REACH 規則：

EU REACH規則：2008年6月1日から運用が開始されたEUの新しい化学物質規制のことで化学物質の登録・評価・認可・制限（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals）に関する規則のこと。特に製品中にSVHCの候補物質が含有される場合は、そ

の含有情報と製品を安全に使用するための情報の提供が求められる。詳しくは以下URL参照。https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/reach/080612reach_gaiyo.pdf

SVHC : Substance of Very High Concern (高懸念物質)

※2 中国 RoHS 規制 :

電気電子製品有害物質使用制限管理弁法という法律名である。6 物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤(PBB と PBDE))について、装置の部位ごとの含有情報の提供などが求められている。

※3 GHS 規制 :

GHSはGlobally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicalsの略で、化学品の分類および表示に関する世界調和システムを意味し、化学品の危険有害性の分類基準およびラベルやSDSの内容を調和統一させるために国連で合意されたシステムのことである。このGHSを導入するために、世界各国で化学物質規制の法制定や改訂が実施されている。

※4 電池規制 :

電池の回収・リサイクル実施などのために世界各国で電池にリサイクルマークの表示や廃電池回収費用負担などを求める法規制が制定されている。

※5 エネルギー高効率化規制 :

EUを始めとして、各国でコンポーネントのエネルギー高効率化規制が制定されている。例えば、EUのErP指令(Energy-related Products)、中国のエネルギー消費効率ラベル管理弁法(能源效率标识管理办法)、アメリカのEISA(Energy Independence and Security Act)などがある。

各コンポーネントによって、エネルギーの効率値の要求事項が決まっており、コンポーネントのよっては、ラベルの貼付、政府当局への登録などが求められている。

※6 F-Gas 規制 :

EU Fluorinated Greenhouse Gases Regulationを始め、モントリオール議定書を基に各国がHFCs、PFCs、SF6などの制限のこと。チラー等の冷凍機に充填される冷媒もこの規制の対象として、高GWPのF-Gasの製造、使用の制限をしている。

GWP : Global Warming Potential (地球温暖化係数)

※7EU RoHS 指令 :

RoHS は、Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment の略である。2006年7月1日以降、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤(PBB と PBDE)及び2019年7月22日以降、フタル酸エステル類4物質(DEHP、BBP、DBP、DIBP)が閾値を超えて含有する電気・電子製品の上市をEU市場で禁止している。

以上